

「2025年日本国際博覧会 EXP02025 デジタルウォレット事業」

サービス愛称募集要領

— はじめに —

2025年日本国際博覧会（以下、「大阪・関西万博」という。）の開催に向け、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下、「協会」という。）では、全国的な機運醸成や万博への参加意識を効果的に高める手法として計画しているEXP02025 デジタルウォレット（読み方：エクスポニゼロニコデジタルウォレット）事業の一部サービスの愛称を募集します。

大阪・関西万博のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」は、一人ひとりが、自らの望む生き方を考え、それぞれの可能性を最大限に発揮できる社会、こうした生き方を支える持続可能な社会を、世界が一体となって実現していくことを目指すものです。

「未来社会の実験場」というコンセプトのもと、国連が掲げる「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成や日本の国家戦略「Society5.0」の実現に貢献する共創の場となることを推し進めていきます。

EXP02025デジタルウォレットは、日本のキャッシュレス推進の一助を目指す万博独自のウォレットサービスであり、金融サービスとして〈独自の電子マネー〉、〈独自のポイント〉、利用状況に応じて獲得するEXP0ステータスにより提供されるベネフィット（〈独自のNFT〉など）を提供するとともに、事業連携サービスとして万博事業・パビリオン連携、万博機運醸成に資する外部事業者連携をおこない、広く皆さまに愛され、開催前より様々な場面で万博を盛り上げ、万博への参加意欲醸成を目指します。

今回、〈独自の電子マネー〉、〈独自のポイント〉の愛称を募集いたします。ぜひ皆さまの創造力を存分に発揮し、愛称制作をお願いいたします。

1. EXP02025デジタルウォレット サービス愛称募集にあたり

① サービス愛称について

- ・ 愛称制作に関して、発想やアイデアは自由です。
- ・ サービス全体の名称は、EXP02025デジタルウォレットになります。そのウォレットの中の2つサービス愛称（＜独自の電子マネー＞、＜独自のポイント＞）の募集であります。
- ・ 協会で今後指定するEXP02025デジタルウォレットのアイコン・ロゴと合わせて愛称を表示また単独での愛称を表示します。

アイコン・ロゴと合わせた表示イメージ



単独表示イメージ



② 事業内容

- ・ 別途掲載「EXP02025デジタルウォレットサービスイメージ」をご参照頂くようお願い致します。

③ EXP02025デジタルウォレットサービス概要

＜独自の電子マネー＞

- ・ 会場内のみならず会場外でも利用可能な加盟店を設定した万博独自の電子マネーです。銀行口座、クレジットカード、事業者にて実施されるポイント、マイル、ギフトコードなどからチャージし、利用できることを目指します。
- ・ これにより EXP02025 デジタルウォレットの日常利用を目指します。

＜独自のポイント＞

- ・ 万博会期前から協力会社等の運営するポイントプログラムに参加することでポイントを貯めて、会場内外で様々な万博関連プログラムに体験・参加や景品交換できる万博独自のポイントサービスです。
- ・ 協力会社が実施するポイントプログラムは、万博機運醸成に賛同いただける会社や SDGs 関連のポイント事業社など利用者の行動変容を促すもの等、様々なプログラムを準備したいと考えます。
- ・ これにより利用者の楽しみ方を多様化し、来場・参加意欲を高めて参ります。

＜独自の利用者ステータス（EXP0 ステータス）＞

- ・ EXP02025 デジタルウォレットのサービス（電子マネー、ポイントサービス）などの利用に応じて、付与された会員ステータス＜EXP0 ステータス＞に応じて、＜独自の NFT＞や万博オリジナルサービスなどをプレゼントします。
- ・ また、EXP02025 デジタルウォレットに参加いただく方には、EXP0 ステータスに関係なく＜独自の NFT＞をプレゼントします。

④ <独自の電子マネー>、<独自のポイント>の愛称の活用方法について

協会等による万博関連の宣伝物（印刷物／動画等）

協会SNSによる情報発信

Web上・バーチャル世界におけるEXP02025デジタルウォレットのアイコンとともに愛称表示

EXP02025デジタルウォレット内の表示

独自の電子マネーの加盟店、その他電子マネー向けチャージ元での表示

独自のポイントの付与先、ポイント利用先での表示

独自のNFT受領方法等での表示 等

2. 応募資格・応募点数

① 応募資格

- ・ プロ・アマは問いません。経験や受賞歴の有無等は不問です。
- ・ 2023年4月1日時点で18歳以上の方を対象とします。
- ・ 日本国籍の方、もしくは日本在住の外国籍の方（日本国内の住民票をお持ちの方）を対象とします。

※選考が進んだ場合、各種手続（電話やメールでの連絡、直接の面談等）が生じ得ます。応募者におかれましては、予めご理解ご協力のほどよろしくをお願いします。

※ご連絡をする期間は、2023年8月上旬～2023年9月下旬の予定です。

※ご連絡が取れなかった場合は、選考対象外となる場合があります。

- ・ 協会の職員およびサービス愛称の審査・選考に関与する方は応募できません。
- ・ 個人での応募のみとなり、グループでの応募は出来ません。

② 応募作品点数

- ・ 1人1点までとします。

3. 応募方法・応募内容

① 受付期間

- ・ 2023年7月4日（火）正午～2023年7月28日（金）23:59迄

② 応募方法

- ・ 応募受付期間内に、「2025年大阪・関西万博EXP02025デジタルウォレット事業愛称募集受付フォーム」からご応募ください。

URL→ <https://forms.office.com/r/gykTJux7mA>

※郵送、FAX、電子メールおよび直接持ち込み等での受付は実施しません。

※締め切り間際はサイトが混雑し、繋がりにくくなる可能性があるため、お早めにご応募ください。

- ・ 「①<独自の電子マネー>愛称案」、「②<独自のポイント>愛称案」、「③愛称案のコンセプト（200字以内）の説明」をそれぞれ応募受付フォームに入力してください。

※入力に当たっては氏名等、応募者が特定できる情報は記載しないでください。

- ・ 上記①・②・③を1作品1セットとして、ご応募ください。

4. 愛称制作条件

- ・ 応募する愛称制作する際は、以下の制作条件を遵守してください
- ・ 応募する作品は、応募者が大阪・関西万博のために独自に制作したオリジナルで未発表の作品のみに限ります。以下の項目を参考にしてください
 - 2つの愛称に関連性があること
 - サービスのイメージが伝わること
 - EXP02025デジタルウォレットサービスの中のサービス愛称としてフィットすること
 - 今後確定するEXP02025デジタルウォレットのアイコン・ロゴと一緒に表示することを前提とすること

アイコン・ロゴと合わせた表示イメージ

単独表示イメージ



※ 注意事項（以下に該当するものは選考の対象外となりますのでご注意ください。）

- ・ 「①＜独自の電子マネー＞愛称案」、「②＜独自のポイント＞愛称案」、「③愛称案のコンセプト（200字以内）の説明」がそろっていないもの。
- ・ 愛称案・コンセプトの説明のいずれかに応募者が特定できる情報が記載されているもの。
- ・ 既存の同等のサービス愛称の同一または類似したもの。
- ・ 第三者の著作権や商標権等の権利や利益を侵害するおそれのあるもの。
- ・ 既に公表されているもの（Webに掲載されたもの含む）と同一または類似のもの。
 - ※応募後に、Web・SNS等にアップされた応募作品も審査対象外となります。
- ・ 政治的、宗教的、商業的メッセージ、反社会的な要素、誹謗中傷を含むもの。
- ・ その他公序良俗に反するもの。

※ 応募作品の制作過程に関する情報（着想に至った経緯や参考にした情報など）や制作段階におけるスケッチ、デッサン、デザインデータ等は、破棄せずに必ず保管しておいてください。著作権の確認のため、これらの情報や資料を確認させていただく場合があります。

5. 審査選考の進め方

- ・ 公正を期すため、応募者名等は伏せた上で審査を行います。
- ・ 審査選考の流れは、下記「審査選考フロー」のとおりです。
- ・ 審査内容に関しては、理由の如何に関わらず開示しません。
- ・ 同じ愛称案の応募数の多寡は選考に直接関係するものではありません。
- ・ 全応募作品の中から「最優秀賞」1作品を選出します。

①審査選考

(1) 要件確認

事務局にて応募作品の形式要件の確認

(2) 第一次選考委員会

選考員により絞り込み

(3) 知的財産関連調査

協会の指定する弁護士等による商標権等の確認

(4) 最終選考委員会

最終候補作品から選考員による最優秀作品の選考

②選考委員会

【選考委員】（五十音順）

EXILE AKIRA	[パフォーマー/俳優/プロデューサー]
長田 新子	[一般社団法人渋谷未来デザイン理事・事務局長]
松隈 健一	[経済産業省キャッシュレス推進室長]
宮田 裕章	[慶應義塾大学教授]

6. 結果発表・各賞

①選考結果

- ・ 「最優秀賞」の受賞者に通知するとともに、2025年日本国際博覧会協会公式サイトで公表します。
(<https://www.expo2025.or.jp/>)

②賞金

「最優秀賞」賞金： 30万円

7. 注意事項

- ・ 応募者は、以下の事項について承諾したうえで、作品の応募をお願いいたします。「最優秀賞」作品の決定に当たっては、別途、協会と契約を締結していただく必要があります。

①応募作品の知的財産権等について

- ・ 応募者は、その応募作品が最終候補作品に決定された場合には、当該作品に関する著作権、商標権、その他の知的財産権、所有権等の権利を協会に無償で譲渡するものとします。また、協会またはその指定する者等により、当該作品につき商標の出願・登録が行われることがあることをご了解いただき、権利譲渡や保護等に関して必要となる書類の提出その他の各種事務・手続等についてご協力いただきます。
- ・ 協会は「最優秀賞」作品を、大阪・関西万博のEXP02025デジタルウォレット事業の〈独自の電子マネー〉、〈独自のポイント〉の愛称として用い、当該愛称の利用を行うことができるものとします。
- ・ 但し、これら以外の利用の場合で、「最優秀賞」作品の二次的著作物（著作権法2条1項11号）を利用する必要が生じたときは、その内容に応じて、作成者（当該応募者を含む）、作成方法、権利の帰属などについて、当該応募者と協議して定めるものとします。協議が整わない場合には、これらの点について協会案を承諾したものとさせていただきます。また「最優秀賞」作品の応募者は、協会が、①作品を公表すること、②愛称としての利用に際して応募者名を表示しないこと、③当該作品の愛称としての性質等に照らしやむを得ないと認められる改変を行うことに同意していただきます。
- ・ 応募作品のうち「最優秀賞」作品について、協会は、広報・記録等を目的とした印刷物、Web、展示会等にて無償でこれを使用できるものとするをご了解いただきます。
- ・ 「最優秀賞」作品について、協会の判断により、応募者と協議の上、愛称の修正を行う場合があります。
- ・ 応募者には、その応募作品が当該応募者自らが創作したオリジナルの作品であって自らが著作者であること、会社の業務で作成したものではないこと、既に公表されている自らまたは第三者の作品（Web上で掲載されたものも含みます。）と同一または類似ではないこと、第三者の著作権を侵害するものではないこと、応募者が認識している限り商標権、その他の知的財産権等の一切の権利を侵害するものではないことを確約していただきます（ただし、応募者は第三者による同一・類似の商標権の登録につき調査義務を負うものではありません。）。これらの違反があった場合にはその一切の責任を負うこととします。
- ・ 「最優秀賞」作品の応募者と協会においては、下記アからウに掲げた事項を順守することとします。
 - ア 協会による愛称の利用（やむを得ない改変を含みます。）にあたっては、応募者の社会的評価を下げないようにする。
 - イ 愛称の利用に関するガイドラインの内容について、応募者の監修・助言を受ける。
 - ウ 愛称の利用に関するガイドラインその他協会指定の特定の個所に、応募者の氏名を表記する。
- ・ 「最優秀賞」作品の応募者は、受賞の実績を自分の実績の一つとして公表できますが、自己または第三者の宣伝広告には用いないものとします。
- ・ 「最優秀賞」作品の応募者は、協会から許諾を得ることなく、愛称の類似物を自ら作成せず、

第三者をして作成させないようにします。

- ・ 第三者が協会から許諾を得ることなく愛称の類似物を作成した場合、「最優秀賞」作品の応募者は、協会の指示および協力に基づき速やかに当該第三者に対して差止等の法的手続き等をとるものとし、ただし、当該法的手続きの費用は協会が負担するものとし、

②個人情報の取扱いについて

- ・ 応募者の個人情報については、応募や選考に関するご連絡その他審査事務に必要な範囲のみで使用いたします。また、協会やBIE（博覧会国際事務局）に提供し、選考委員会等に必要な限度で提供することがあります。その他協会のプライバシーポリシー (<https://www.expo2025.or.jp/privacy/>) にご同意いただきます。

③その他応募に関する注意事項

- ・ 応募に要する費用はすべて応募者の負担とします。その他応募者が応募を行ったことにより被った損失・損害については責任を負いかねます。
- ・ 「最優秀賞」の選考にあたり、協会から応募者に対して連絡を取らせていただく場合がありますが、「最優秀賞」作品の公表までは、当該連絡の事実および内容を秘密事項として取り扱っていただきます。これらの情報を第三者に口外しないようお願いいたします。
- ・ 協会は、「最優秀賞」以外の応募作品は公表せず、これらの「①<独自の電子マネー>愛称案、②<独自のポイント>愛称案」、「③愛称案のコンセプトの説明」のデータは責任をもって消去し、本件選考以外の目的で複製その他の利用に供しないものとし、なお、協会は、ご提供いただいた応募作品の管理に万全の注意を払いますが、天災その他の不慮の事故等に基づく破損、紛失等については責任を負いかねますので、応募作品に係るデータ等のバックアップは各自でご対応ください。
- ・ 応募作品について本応募要項に違反する事実が明らかになった場合には、審査の対象外とし、または応募を無効とすることがあります。また、「最優秀賞」作品について本応募要項に違反する事実が明らかになった場合には、「最優秀賞」を取り消す場合があります。「最優秀賞」作品が取り消しとなった場合、最優秀候補作品の中から新たな「最優秀賞」作品を選出します。「最優秀賞」が取り消された場合で、すでに賞金が支払済みのときには、協会に対し、支払済みの賞金の全額を返金していただきます。
- ・ 応募作品に関する知的財産権その他の一切の権利の全部または一部について、応募後に第三者にこれを譲渡し、移転し、若しくは担保に供する等の処分をし、または出願・登録手続等を行っていることが判明したときは、応募を無効とすることがあります。
- ・ 本応募要項に記載された事項（スケジュール、注意事項等）については、今後、協会の判断により、変更または追加することがあります。その場合は、それまでに既に応募した方であってこれに同意できない方は、その応募を撤回できますが、応募に要した費用その他損失・損害等の負担には応じかねます。
- ・ 審査過程については、サイトにて随時ご報告する予定です。個別のお問い合わせにはお答えできませんので、ご了承ください。
- ・ 本応募要項の内容も含め、応募に関する一切の事項は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとし、本応募要項への同意にもかかわらず応募に関して紛争が生じた場合には、大

阪地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることをご了解いただきます。

- ・ 暴力団、暴力団員（または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団をはじめ、テロリズムその他の犯罪行為を行うおそれがある団体の構成員またはテロリスト等（疑いがある場合を含みます。）その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力等」といいます。）は応募できません。審査の過程で、反社会的勢力等からの応募であると判明した場合には、応募を無効とします。

〔 一般の方のお問い合わせ 〕

2025 年日本国際博覧会 EXP02025 デジタルウォレット事業」サービス愛称募集事務局

メールアドレス : digitalwallet_petname@expo2025.or.jp

電話番号 : 06-6625-8685

(電話受付時間 : 平日9時~17時のみ 土・日・祝日・年末年始12/29~1/4を除く)